

## 特別防衛監察計画の概要

防衛監察本部は、潜水艦修理契約における国民の信頼の確保に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第4号。令和6年7月5日）により海上自衛隊を対象とした潜水艦修理契約に関する特別防衛監察を次のとおり実施する。

### 1 対象項目

- (1) 隊員と潜水艦修理契約の相手方との関係に係る自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）及び自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）等の遵守状況
- (2) 潜水艦修理契約に関し、適正な対応がとられなかった、又は現にとられていない案件についての事実関係

### 2 対象機関等

海上自衛隊

### 3 実施時期

令和6年7月から